項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十六項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十項とする。

附則第四条の六第一項中「第二号」の下に「及び第三号」を、「ＪＣ〇八モード法」の下に「及びＷＬＴＣモード法」を加え、同条第三項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準百十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第四項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の四第四項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第四項第三号ロ」に改め、同項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　法附則第十二条の二の四第四項第五号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第九項中「附則第十二条の二の四第四項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第四項第三号イ」に改め、同項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12　法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第七項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「附則第十二条の二の四第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法附則第十二条の二の四第二項第四号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第四条の六第五項中「附則第十二条の二の四第二項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「ＪＣ〇八モード法」を「おいてその旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法附則第十二条の二の四第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。